

長野県環境影響評価条例（抜粋）

平成10年 3月30日 条例第12号

第10章 長野県環境影響評価技術委員会

（設置）

第33条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、環境影響評価に関する技術的事項について知事の諮問に応じて調査審議するため、長野県環境影響評価技術委員会（以下「技術委員会」という。）を設置する。

（組織）

第34条 技術委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

（任期）

第35条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第36条 技術委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第37条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 技術委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 技術委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第38条 技術委員会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 技術委員会は、部会の決議をもって技術委員会の決議とすることができる。

6 第36条第3項及び前条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において「委員長」とあるのは「部会長」と、「技術委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

（専門委員）

第39条 技術委員会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。